

令和4年度 第2回 佐倉市福祉有償運送運営協議会議事要録

2023/2/2【確定稿】

開催日時 令和5年1月13日(金) 9時30分～10時45分

開催場所 佐倉市役所 1号館6階 第1会議室

出席委員 亀田 満、平田 伸一【代理人】川野 将充、

海上 美佳、谷野 宏輝、片岡 昭雄、岡本 美典、金子 拓也

村中 博之【代理人】成島 渡、木村 毅【代理人】三上 達也(9名)

欠席委員 高梨子 淳一

事務局 小林 知明(社会福祉課長)、井上 睦(社会福祉課地域福祉班班長)

菅原 英雄(社会福祉課主査補)、奈良 昭宏(社会福祉課主査補)

事業主体 社会福祉法人 清明会 1名、特定非営利活動法人 みのり福社会 1名

傍聴人 なし

【次第】

1 開会

2 会長挨拶

3 道路交通法の改正と、それに伴う道路運送法施行規則の改正概要について

4 議事

(1) 社会福祉法人 清明会 における更新申請について

(2) 特定非営利活動法人 みのり福社会 における更新申請について

5 その他

6 閉会

次第1 開会

◆事務局

本日は、お忙しい中、令和4年度 第2回 佐倉市福祉有償運送運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、令和4年5月27日に開催しました、第1回佐倉市福祉有償運送運営協議会では、特定非営利活動法人 ココプロ における新規申請がありましたが、審査において、一部確認の必要が生じた事項の回答をお待ちしていたところ、同事業者から申請の取り下げの申し出がございました。この結果は議事録でお知らせしておりましたが、この場をお借りしまして、改めて報告します。

それでは、ただいまより、佐倉市福祉有償運送運営協議会を開催します。

次第2 会長挨拶

◇会長

それでは、会議次第に従い進めさせていただきます。

本日の出席委員は、10名中9名です。

委員の過半数以上のご出席をいただいております。要綱第7条第2項の規定に基づき、本協議会は成立します。

それでは、議事に入る前に、会議に関する基本的な事項について確認をさせていただきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

▲事務局

「会議の公開について、各事業者説明及び質疑応答までを「公開」とし、協議については、「非公開」としたい旨説明。

また、議事録は、議事要旨の分かる要録とし、議事録の確認につきましては、会長と委員名簿の上から順に輪番でもう1名の方に議事録確認をしていただき、それをもって確定とし、委員の皆様へ配付するとともに、公開する旨説明。

◇会長

ただいま、事務局から説明がありました件について何かご意見等がありますか。

(質問・意見なし)

◇会長

ないようですので、「会議の一部非公開について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

◇会長

では、賛成全員ですので、佐倉市福祉有償運送運営協議会において、本日の会議を一部非公開とすることと決定しました。

次第3 道路交通法の改正と、それに伴う道路運送法施行規則の改正概要について

◇会長

では、議事に入ります前に、昨年10月に改正施行されました道路交通法と道路運送法施行規則について、説明をお願いします。

□ A委員

令和4年10月1日に道路交通法および道路運送法施行規則が改正施行されました。主な改正の内容は3つあり、自家用有償旅客運送者は乗車定員10人以下の自動車5両以上を保有する事業者は、道路交通法及び道路運送法に基づき、安全運転管理者および運行管理の責任者双方の選任が義務付けられていたが、道路交通法の改正により、安全運転管理者は選任の対象から外れることとなりました。その代わりに、主に次の3点に関して運行管理の責任者の権限を強化することとしました。

- ①車両を5両以上保有する、いわゆる特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければならない（自動車事故対策機構が行う運行管理者等指導講習を2年に1度受講しなくてはならない）
- ②運行管理の責任者が行わなければならないこととして、運転“後”の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録が追加された
- ③アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならない（従前は目視だけでOKだった）

また、福祉有償運送に関する補足事項として、旅客の範囲について、これまでは申請の際実際に対象者が名簿にいないと範囲対象として登録出来なかったが、令和4年10月からは今後その対象を加えたい旨を協議会の場で協議いただいて協議が整えば、申請の段階で名簿にいらなくても旅客の範囲に加えることが出来るようになりました。

◇会長

ありがとうございました。この件に関しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

□B委員

確認ですが、運行管理の責任者の業務が増えた、というのは、安全運転管理者が従前行っていたチェックを行う業務についても運行管理の責任者に移った、という解釈でよいですか。

□A委員

おっしゃる通りです。

□F委員

運転前のみならず、運転後にもアルコールチェックを行う、というのにはどのような意図があるのですか。

□A委員

無事に運行を終えてきました、という報告に、あつてはならないことだが、事故につながりかねない、運行中にアルコールを摂取するようなことはありませんでした、ということも報告対象とした、ということです。

□B委員

複数事業所を持つ事業者においても、出庫前点呼、帰庫後の点呼をする際に、アルコールチ

エックを行う、という理解でよろしいですか。

□A委員

おっしゃる通りです。

◇会長

ありがとうございました。

次第4 議事(1)社会福祉法人 清明会における更新申請について

次第4 議事(2)特定非営利活動法人 みのり福祉会における更新申請について

◇会長

それでは、議事(1)「社会福祉法人 清明会における更新申請について」、議事(2)「特定非営利活動法人 みのり福祉会における更新申請について」を事務局から説明をお願いします。

■事務局

議事(1)「社会福祉法人 清明会における更新申請について」、議事(2)「特定非営利活動法人 みのり福祉会における更新申請について」ですが、『運送の区域』『旅客から収受する対価』『旅客の範囲』『その他必要と認められる措置』について、各事業者からご説明いただき、事業者が退席した後に、委員の皆様にご協議いただいたうえで、議事毎に表決していただきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

なお、各事業者より提出いただいた協議資料を事前に確認し、申請概要とチェックシート、タクシーとの料金比較としてまとめてありますのでご確認ください。

◇会長

事務局から、議事説明及び協議、表決の方法について提案がありました。委員の皆さま如何でしょうか。

(異議なし)

◇会長

それでは、事務局の提案どおり進行いたします。

では、初めに、社会福祉法人 清明会から、更新申請について説明をお願いします。

議事(1)説明

▼事業者(社会福祉法人 清明会)

社会福祉法人清明会、ケアハウスくつろぎの里です。

福祉有償運送の更新についてお話させていただきます。

現在は実施が出来ていない状況ですが、今後のことについて、協議していただければと思います。現在は、事務所で無償で、既存サービスということで行っております。

実際、運送の対象としては、要介護認定が 25 名、要支援者が 13 名で計 38 名の方が介護認定資格者です。

うちの施設が 50 名の入居者定員のうち、38 名が介護認定されている状況です。

ケアハウスですので、元来自立された 65 歳以上の方でしたら誰でも入れますよ、という施設でありまして、そういうところで重度化、徐々に介護度が上がっていった入居者が増えてきているという現状です。

そして、本来はヘルパーステーション訪問看護師が、資格を持った上で、有償運送と乗降介助ということで、乗せていたんですが、運転資格者が現在 1 名しかいない状況です。

運転資格者が、以前ヘルパーステーションにいた職員なんですが、現在ケアハウスの職員となっているので、稼働が出来ていない。ヘルパーステーションの方の人員確保をまず行った上で、資格者を増やして稼働していければ、と考えております。

またそれに輪をかけて、コロナ禍というところであったので、施設としては、最小限の職員で、ボランティアで便宜を図って、どこそこへ行きたいよ、という時は、職員の方で、病院への送迎だったら行っている、という状況です。

運送区域について、ちょっとわかりづらくなってしまっていますが、社会福祉法人清明会くつろぎの里に関しては佐倉市のみとなっております。

市原市、八千代市にも、また別の施設がありますので、そちらではそれぞれで、ということでご理解していただければと思います。

運送目的につきましては、病院の付き添いが主、となっております。

対応に関しては、週 1 回のサービスっていうのが現状なので、先ほど説明した通り、ボランティア対応としています。休日夜間早朝等の急な外出についても、ケアハウスの職員で、いる職員が対応しているのが現状で、それについても、サービスとして行っています。

運送対価については、清明会法人一括の金額となっております。2キロ以内 365 円ということで、以降 1 キロ毎 90 円追加、待機料金に関しては、1km ごとに行っております。

使用車両は 2 台ということで、保険等は順次更新しております。

議事(1) 質疑

◇会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

□F委員

申請概要の内容について、申請区分というのは『更新』で、それと損害賠償措置はどのよう

になっているのでしょうか。

▼事業者

はい。保険については、フリート契約で、更新して証書がまだ届いていないのですが、対人、対物ともに無制限です。

□A委員

保険を更新して証書がまだ、とのことなんです、内容が確認出来るものは手元に届いているのでしょうか。それと、登録更新の期限は？

▼事業者

はい、届いております。期限は2月1日です。

□A委員

そうすると、証書の方が間に合わなければ、宣誓書をつけて更新申請いただきたい。それと、運行管理の部分で、5人以下となるんですが、ドライバーは1人とのことですが、運行管理者は別の方がなされるのでしょうか。

▼事業者

はい、別の方になります。

□D委員

定款の中に、運送事業について、明記はされているのですか。

■事務局

定款の第7章公益を目的とする事業の中で、福祉有償運送サービス事業の経営が謳われています。

□A委員

運送の旅客の範囲ですが、身体障害者の方が現時点では名簿にないが、登録の意向はありますか。

▼事業者

介護認定されている方で、限度額を超える可能性があり、身体障害枠でも登録しようか迷っています。

□A委員

迷われているのであれば、今後そのカテゴリーに該当する方も発生する可能性も考慮して登録してはいかがか。

▼事業者

わかりました。

□B委員

前回の更新時に、近隣の方でもくつろぎの里まで歩いて来てただけるのであれば、利用する

こともできますよ、というようなコメントがあったように記憶しているのですが、そういう可能性も考えれば、介護保険チェックリスト該当者についても登録しておいてはいかがですか。また、運送目的に急な外出と書かれているが、運転手に加えて運行管理の責任者も点呼対応できるようにしているのですか。

▼事業者

対応出来ない場合、は有償運送ではなく、サービスの範囲で対応することを考えています。

□B委員

運行管理の責任者を複数選任しておけば、急な時にも対応出来る可能性が広がるだろうから、参考までに提言します。

▼事業者

はい、検討させていただきます。

□C委員

先ほど令和4年度の事業の実施は出来ていないとのことでしたが、コロナ禍で大変とは思いますが、職員さんを確保して安全安心に運行できるようになるといいですね。

▼事業者

はい、現在職員の募集をかけていて、そうしたサービスを提供できるようになるといいな、と考えております。

□B委員

募集とかも全国移動ネットからいろんなところやってますし、お手伝いできるところもあるかと思っています。私どもも、ご協力できるところはご協力したい。

また、地域の方へのサービスを行っていかうとする際に、介護（高齢者）枠だけでなく障がいをお持ちの方の枠も申請していただいたらいかがか、と思うのですが、そのあたりのお考えは。

▼事業者

担当の一存ではお答えしかねるので、上席と相談して検討していきます。

□A委員

今回の申請では、旅客の範囲をどうするのですか。

□B委員

私は、今回すぐに、ということではなく、今後、次回の更新に向けて、検討していただければ、ということで申請内容の修正を求めるものではないです。

□H委員

道路運送法施行規則改正に絡んで、アルコール検知器のご用意はありますか？

▼事業者

はい、用意しております。

議事(2)説明

◇会長

ありがとうございました。それではお席へお戻りください。続きまして、議事(2)「特定非営利活動法人 みのり福祉会における更新申請について」事業者のかたから説明をお願いいたします。前へお願いします。

▼事業者

特定非営利活動法人 みのり福祉会です。

今年度4月から12月まで、の間で、だいたいのべ250名程度の方を輸送した実績があります。昨年度新規申請をした際には、車両を2台で申請しましたが、今回倍増の4台で申請しようと考えております。というのは、成田、四街道で利用の方がすごく増えてきて、富里市などでは依頼があっても人員、車両の対応できないケースもありましたことから、今回車両を倍増させて少しでも要望にお応えできれば、と考えております。

運転スタッフは6名で、運行の範囲は、佐倉市、成田市、四街道市、富里市ですが、千葉市くらいまでは目的地として運行される事例があります。

価格的には、ちょっと厳しいんですけども5kmまでは500円、それ以降1km以内毎50円、と、利用する方からは大変喜ばれる設定となっておりますが、赤字に近い。居宅介護事業と共に利用する方が多いです。

説明は以上でございます。

議事(2)質疑

◇会長

ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。委員の皆さま何かございますか。

□F委員

申請概要によると、佐倉市の利用者は6名、とのことですが、先ほど説明いただいた利用実績からすると、6名でのべ250回の利用ということでしょうか。

▼事業者

いえ、事業全体(他市での利用も含む)で、ですので、佐倉市の利用者では、だいたいのべ40名というところですよ。

□C委員

現在は、知的障害者 6 名とのことですが、車椅子対応の車両もあり、今後身体障害者の方なども対象とする予定はあるのでしょうか。

▼事業者

いえ、他の市の利用者などには既に身体や精神の障害をお持ちの方もいらっしゃる、他市の分と一緒に本申請する予定です。

□B委員

安全運行の点で、出庫時点呼や帰庫時点呼などの体制はどのようにされているか。他市でも運行しているとのこと複数拠点でそれぞれ行われているのですか。

▼事業者

点呼時のチェックシートを国土交通省の参考資料からダウンロードして活用して運用しています。それとアルコールチェッカーでも毎回チェックしております。

□A委員

車両について確認したい。車イス車が 1 台、セダンが 3 台、でよろしいですか。

それと、旅客は佐倉市内の対象者が 6 名、ということですか。また、運転手の 6 名は全区域対象ということよろしいですか。

▼事業者

はい。通常ほかの業務も兼ねているため運転手2~3名で運行していて、要望に応じて車両が空いていればお答えするような体制を取っています。

□C委員

現在、福祉有償運送と居宅サービスとセットで行う事例が多いとのことですが、法人内のサービス利用者に限られているのですか。

▼事業者

他市での事例となるが、他の事業所などから依頼されることもあります。

◇会長

ありがとうございました。席へお戻りください。

これより協議に移ります。申し訳ございませんが、今回の本協議会の協議については、「非公開」とさせていただきますので、事業者のかた及び傍聴人のかたはご退席をお願いします。

ただし、事業者のかたについては、委員から追加質問等があった場合、ご対応願う場合もございますので、会議終了のお声かけが済むまで、待機願います。

なお、協議結果につきましては、後日、事業者に通知するとともに、佐倉市のホームページで

もお知らせいたします。

(事業者退席)

議事(1)協議

◇会長

それでは、協議に入ります。

まず初めに、議事(1)「社会福祉法人 清明会における更新申請について」ご意見はございませんでしょうか。

(協議 質問・意見なし)

議事(1)表決

◇会長

無いようですので、それでは、議事(1)「社会福祉法人 清明会における更新申請について」表決いたします。

議事(1)「社会福祉法人 清明会における更新申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成全員ですので、議事(1)「社会福祉法人 清明会における更新申請について」は、可決されました。

議事(2)協議

◇会長

続きまして、議事(2)「特定非営利活動法人 みのり福祉会における更新申請について」の協議に移ります。委員の皆様からご意見はございませんか。

(協議 質問・意見なし)

議事(2)表決

◇会長

無いようですので、それでは、表決いたします。

議事(2)「特定非営利活動法人 みのり福祉会における更新申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

賛成全員ですので、議事(2)「特定非営利活動法人 みのり福祉会における更新申請について」は、可決されました。

議事は以上です。委員の皆様、ありがとうございました。

次第5 その他

◆事務局

慎重なご協議ありがとうございました。

次第5 閉会

◆事務局

それでは、以上を持ちまして、令和4年度 第2回 佐倉市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。